

「支給認定証」のご案内

郡山市 保育課 TEL 024-924-3541

支給認定証を発行しました

施設保育を希望する保護者の方から就労等の理由を添えた申請書類の提出を受け、市は「子ども・子育て支援制度」に基づき、保育の必要性を認定しました。
認定した内容につきましては、お手元に届きました支給認定証をご確認ください。

大切に保管し、認定期間(有効期間) 満了日にご注意ください

支給認定証は、施設や市から提示を求められることがありますので、大切に保管してください。
認定期間(有効期間) 満了後も引き続き保育を必要とする場合は、認定更新の手続きが必要となりますので、認定期間が満了になる前に認定更新手続きのための書類を提出してください。

支給認定証の読みかた

支給認定証		認定番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
子ども	フリガナ	郡山 がくと	認定区分	2号認定子ども
	氏名	郡山 がくと	有効期間	令和〇年10月1日 ~ 令和〇年12月31日
	生年月日	〇年〇月〇日	保育必要量	保育短時間
保護者	住所	郡山市朝日一丁目23番7号		
	フリガナ	郡山 あさか		
	氏名	郡山 あさか		
	生年月日	〇年〇月〇日		
保育必要性の事由		求職活動		
年 月 日 交付				

見本

- 1 認定区分
- 2 認定事由
- 3 認定期間
- 4 保育必要量

認定は児童の年齢により2号と3号に区分されます。

認定事由ごとに認定期間(有効期間)は決まっています。父母の認定事由が異なる場合は、短い認定期間が適用されます。
(例) 父: 就労、母: 求職活動

施設利用の時間区分は2

保育標準時間	1日11時間まで利用可能
保育短時間	1日8時間まで利用可能

→求職活動の認定期間3か月が適用

※認定された内容と状況が変更となる場合は、認定変更手続きのための書類を提出してください。

認定内容の変更・認定満了による更新	対象年齢	認定区分	認定事由	保育必要量	認定期間	提出書類	教育・保育給付認定変更申請書	
認定内容の変更・認定満了による更新	満3歳以上	2号	就労	保育標準時間(※1)	退職まで雇用(無期雇用)の場合、小学校就学前まで ※働き始めたばかり等で勤務実績が確認できない場合は、期間をいったん4か月で区切ります	就労証明書 ※自営業や農業の方は、「就労証明書」+「確定申告書」1~2ページ目までの写し(確定申告していない場合は「開業届」か「営業許可証」の写し)		+
				保育標準時間(※1)	雇用期間の定めがある場合は、雇用期間の翌月末まで			
			育児休業時の継続利用	保育短時間	生まれたお子さんが1歳になる月の月末を超えない期間	追加添付不要		
			妊娠・出産	保育標準時間	出産予定日8週前の月の初日から 出産後8週経過した月の末日まで	母子手帳の「表紙」と「出産予定日の書いてあるページ」の写し		
			保護者の疾病・障がい	保育標準時間	病状等が回復するまで	6か月を超える場合は、6か月を経過する日以降における9月末日または3月末日までのいずれか早い期間	保護者が児童を家庭保育できないことが明記された診断書、または障がい手帳等の写し	
			同居親族の介護・看護	保育標準時間	病状等が回復するまで		介護看護を受けている人の診断書または障がい者手帳や介護保険証の写し	
			災害復旧	保育標準時間	災害の復旧に要する期間	罹災証明書		
			求職活動	保育短時間	3か月まで	就労予定立書		
就学・職業訓練	保育標準時間	保護者の卒業又は修了予定日の属する月まで	在学証明書または学生証の写し+時間割等のカリキュラムやスケジュールが分かるものの写し					
0~2歳	3号	認定事由ごとの認定期間や提出書類は2号認定と同じ ※3号認定の上限は、満3歳になる誕生日の2日前までです。認定事由が有効であれば、満3歳前に市から新しい認定証を送付します。						



●認定証の内容に変更がある
●認定期間の満了が近づいて



手続きに必要な書類を
保育課へ提出してください

